

議案第37号

基山町ひとり親家庭等医療費助成に関する条例の一部改正について

基山町ひとり親家庭等医療費助成に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成28年9月2日提出

基山町長 松田 一也

基山町条例第 号

基山町ひとり親家庭等医療費助成に関する条例の一部を改正する条例

基山町ひとり親家庭等医療費助成に関する条例（平成5年条例第15号）の一部を次のように改正する。

第4条第3号イ中「第2条の4第4項」を「第2条の4第7項」に改め、同号ウ中「第2条の4第5項」を「第2条の4第8項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の基山町ひとり親家庭等医療費助成に関する条例の規定は、平成28年8月1日から適用する。

提案理由

児童扶養手当法施行令（昭和36年政令第405号）の一部改正に伴い、関係規定の整備を図るため、基山町ひとり親家庭等医療費助成に関する条例を改正する必要がある。

平成28年9月12日原案可決